

(別紙) 改定後の規定

(1) 当座勘定規定 (一般当座用)

《新旧対照表》

改定前	改定後
第1条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第1条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条 (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。	第7条 (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条 (手形、小切手用紙) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、を確認してください。	第8条 (手形、小切手用紙) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。

改定前	改定後
(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) <u>手形用紙、小切手用紙または</u>払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引換に交付します。	(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引換に交付します。
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、また振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

改定前	改定後
小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (中略) <u>8. 小切手用紙は、当行所定の受取証に記名・押印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (中略) <u>(削除)</u> <u>8.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・押印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 (中略) <u>8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名・押印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・押印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 (中略) <u>(削除)</u> <u>8.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

改定前	改定後
為替手形用法 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 (中略) <u>10. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名・押印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>11.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	為替手形用法 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 (中略) <u>(削除)</u> <u>10.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

《新旧対照表》

改定前	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はし	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はし

改定前	改定後
ません。	ません。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形用紙） （1） 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 （2） 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 <u>（3） 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>（4） 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>（5） 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（6） 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、返却を求めることができないものとします。</u> 第9条（手数料） <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。</u>	第8条（手形用紙） （1） 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2） 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（3） 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（4） 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、返却を求めることができないものとします。</u> <u>（削除）</u>

改定前	改定後
第 10 条（支払の範囲） 第 11 条（支払の範囲） 第 12 条（印鑑等の届出） 第 13 条（届出事項の変更） 第 14 条（成年後見人等の届出） 第 15 条（印鑑照合等）	<u>以降、条数のみ繰上げ</u> 第 9 条（支払の範囲） 第 10 条（支払の範囲） 第 11 条（印鑑等の届出） 第 12 条（届出事項の変更） 第 13 条（成年後見人等の届出） 第 14 条（印鑑照合等）
第 16 条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第 15 条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、また振出日の記載のないものが呈示されたときには、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第 17 条（自己取引手形等の取扱） 第 18 条（利息） 第 19 条（残高の報告） 第 20 条（譲渡、質入れの禁止） 第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶） 第 22 条（取引の制限等） 第 23 条（解約） 第 24 条（取引終了後の処理） 第 25 条（手形交換所規則による取扱）	<u>以降、条数のみ繰上げ</u> 第 16 条（自己取引手形等の取扱） 第 17 条（利息） 第 18 条（残高の報告） 第 19 条（譲渡、質入れの禁止） 第 20 条（反社会的勢力との取引拒絶） 第 21 条（取引の制限等） 第 22 条（解約） 第 23 条（取引終了後の処理） 第 24 条（手形交換所規則による取扱）

改定前	改定後
第 26 条（規定の変更） 約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 （中略） <u>8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	第 25 条（規定の変更） 約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 （中略） <u>（削除）</u> <u>8.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

（3）普通預金規定

（4）貯蓄預金規定

《新旧対照表》

改定前	改定後
2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

(5) 納税準備預金規定

《新旧対照表》

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
5. (預金の払戻し) (1) ～ (2) (省略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u>	5. (預金の払戻し) (1) ～ (2) (省略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。

(6) 通知預金規定

《新旧対照表》

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

(7) 定期預金共通規定

《新旧対照表》

改定前	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

以上